

## 時代とともに

第13回

# あらためて社会保険の意義を考える

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



社会保障・税一体改革の過程で三党合意により制定された「社会保障制度改革推進法」(2012年)第2条は、改革の基本的考え方として、①自助、共助、公助の適切な組み合わせ、②社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化による持続可能性の確保、③社会保険による年金、医療、介護の制度運営、④消費税による社会保障の主要財源の調達、を掲げている。

ここで、共助の役割を担うのが社会保険であり、社会保障の柱ともいべき年金、医療、介護については社会保険方式により運営することを謳った。これにより、年金や介護の制度改革の過程で、一時期、政策論を二分した社会保険方式VS.税方式という論争に終止符を打ったことの意義は極めて大きい。

社会保険は多くの国において社会保障の主要な役割をはたしているが、それは次のような理由による。

- ① 自助を共同化した共助のしくみであり、自助努力を基礎とする国民連帯のシステムとしての社会保障の理念に適合している。
- ② 生活不安リスクに対して、事前の保険料拠出により共同で備えるものであり、防貧的機能をもつ。
- ③ 保険料拠出と給付が連動し、相互に牽制し合うことから、財政規律を確保しやすい。また、保険料拠出が給付の根拠となり、給付の権利性が確保されることから、負担について合意をえやすい。
- ④ 保険料が主要財源であるため、財政の安定性を確保しやすい。

このうち保険料拠出と給付の連動はいわゆる保険原理から派生するものであるが、民間保険との決定的な違いは強制加入制にある。強制加入制を採用する理由は、次の2つに要約されよう。

1つは、逆選択の防止である。社会保険では、保険料が応能負担である一方、給付は標準化され、所得再分配機能が組み込まれているから、任意加入制を採用すると、有病者や保険料が軽減される低所得者など有利になる者に加入が偏り、財政的に成り立たない。健康である者や高所得者にも応分の負担を求め、財政の安定化を図るには、強制加入制が必須の条件になる。

もう1つは、将来不安に自覚的に備えようとならない者に対しても、備えを強制することにより、「ただ乗り」(フリーライダー)を防止することである。将来不安に備えなくても、最終的には公的扶助による救済が用意されており、その費用は社会保険の加入者を含む国民一般が租税により負担する。アリのキリギリスを救うことになるのだが、この不公平を回避する上でも備えを強制する強制加入制が必要になる。

一方、税方式では、個々人の税負担と給付の紐づけがないため、税負担を逃れた者であっても、社会保障や公共サービスから排除されることはなく、「ただ乗り」という負担逃れを誘発することになる。社会保障財源に充てられるという消費税であっても、人々に増税に対する忌避感が強いのはそのためである。